

フィッシング詐欺に注意!

事業者や公的機関など実在する組織をかたるSMS(ショートメッセージサービス)やメールを送信し、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を取ったうえ、クレジットカード等を不正利用するフィッシングに関する相談が急増しています。

こんなトラブルに注意

- ◇通販サイトから「支払い方法に問題がある」とのSMSが届いた。リンク先のURLへアクセスし、クレジットカード番号や住所を入力した。後日、クレジットカードの請求明細に身に覚えのない決済があった。
- ◇宅配業者から不在通知のSMSが届き、リンク先のURLからログインしてパスワード等を入力した。後日、キャリア決済で身に覚えのないオンラインゲーム課金があったことがわかった。
- ◇利用している銀行からメールが届いた。利用制限を告げる内容やリンク先のURLが記載されていたので、URLをタップ、契約者番号・パスワードを入力した。その後、同じ銀行のATMから出金しようとしたら残金が0円になっていた。



アドバイス

◆事業者や公的機関などの名でSMSやメールが来たときは

- 日頃利用している事業者等からでも、まずフィッシングを疑う
- 記載されているURLにはアクセスしない
- アクセスしてしまっても個人情報は絶対に入力しない
- 少しでも不安に思う点があれば、正規のサイトでフィッシングに関する注意喚起等の情報がないか確認する

◆日ごろからの事前対策

- 正規サイトのURL・アプリからアクセスする
- クレジットカードやキャリア決済、インターネットバンキングの利用明細はこまめに確認する
- 利用限度額を確認し必要最低限の金額に設定する

2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」です!

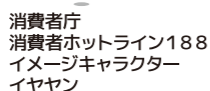
不安に思った場合やトラブルになった場合、「怪しいな?」と思ったときは、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。

ご相談はこちらまで

消費者ホットライン

局番なしの **188**

市町、県、国民生活センターのいずれかの消費生活相談窓口につながります(受付時間内)。受付時間は相談窓口ごとに異なります。



石川県消費生活支援センター

076-255-2120

平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:30
日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)除く



✉ メールによる相談はこちらから受け付けています⇒

悪質商法被害の未然防止はメルマガで! 「消費生活ほっと情報」配信中!

悪質商法の新たな手口、消費者トラブルの最新情報などを月2回程度お届けします。

●登録はこちらから●

石川県HP「安全安心の消費生活情報」

登録
無料

二次元コードを読み取ってアクセスできます。



<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/mobile/s/>

マイライフ いしかわ No.261

2024 冬号

編集・発行

石川県消費生活支援センター

金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎3階
TEL 076-255-2120 FAX 076-255-2397
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter/>

災害に便乗した悪質商法にご注意ください!

自然災害が発生した場合、混乱や被災者の弱みにつけ込んだ詐欺や悪質商法が疑われる相談が多く寄せられます。また、過去の災害を持ち出したり、将来の不安をあおったりして勧誘してくるケースも度々見られます。このような事例を知っておくことでトラブルを防ぎましょう。



相談事例

◆工事、建築

- 屋根の無料点検後、そのまま放置すると雨漏りすると言われ高額な契約をさせられた。
- 見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を請求された。

◆「保険金」を口実にした勧誘

- 自宅に業者が来訪し、損害保険を使って無料で雨どい修理ができる、経年劣化で壊れたものも保険で直せると言われた。
- 3年前に起きた災害の被災地調査員を名乗り、保険の請求期限まで半年を切ったので、保険金請求のためのサポートをすと言われ、契約したがクーリング・オフしたい。

◆寄付金、義援金

- 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。
- ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。

消費者へのアドバイス

- ✓ 契約を迫られても、その場では契約せず、複数社から見積もりを取って比較検討する。
- ✓ 不安をあおる勧誘を受けても、業者の話だけを信じない。
- ✓ 契約する際は、工期や費用を十分確認する。
- ✓ 「保険を使って修理できる」、「申請サポートする」と勧誘されたら要注意。
- ✓ 訪問販売や電話勧誘販売での契約解除にはクーリング・オフの活用を。
- ✓ 公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません。金銭を要求されても決して支払わない。

保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。経年劣化による損傷と知りながら、自然災害による損傷とうその申請をすると、保険金の返還請求や保険契約を解除される可能性のほか、刑事罰(詐欺罪)に問われる可能性もあります。

おかしい!困った!と思ったら一人で悩まず
お近くの消費生活センターに相談してください!

消費者ホットライン **188**

令和6年(2024年)能登半島地震関連 消費者相談専用ダイヤル(土日祝日含む)

石川県消費生活支援センター(専用ダイヤル) **076-255-2319** 受付時間: 9時～17時

国民生活センター(フリーダイヤル・通話料無料) **0120-797-188** 受付時間: 10時～16時

令和5年度 こんな講座を開催しました!

消費者セミナー

「消費者セミナー」を今年度も開催し、計127人が受講しました。受講者からは「講師の先生の人柄と経験と具体例がよく伝わって楽しかった」「専門家と一般消費者との認識の違いが興味深く感じた」など好評の声をいただきました。



開催日	テーマ	講師
9/6 (水)	安心して住み続けられる住宅 ～災害に強い住宅づくり～	NPO法人バリアフリー総合研究所 理事 島田 哲明 氏
9/12 (火)	これから始める資産運用	一般社団法人投資信託協会 登録講師 山木戸啓治 氏
9/22 (金)	広告とインターネットの裏側 教えます ～これで大丈夫。いえ、それが危ないのです。～	一般社団法人消費者力開発協会 登録講師 張 公明 氏
9/26 (火)	知って安心! 食品安全の基礎知識	北陸農政局消費・安全部消費生活課 消費者行政専門官 川上 貞憲 氏

グッドチョイスセミナー

私たちが日頃の消費活動で選択している商品やサービスは、材料の調達、生産、加工、流通、利用、廃棄などさまざまな場面で社会や未来、地球環境などに影響を及ぼしています。

より良い選択「グッドチョイス」をする消費者市民になるためのわかりやすい講演とワークショップの講座を、3回シリーズで開催しました。



開催日	講演 ●ワークショップ	講師
10/2 (月)	かろやかな暮らしを整えるための秘訣 ～片づけのメリットと正しい順番～ ●身近なモノの整理にチャレンジ!	整理収納アドバイザー 田中由美子 氏
10/18 (水)	いろいろな支払方法を上手に活用しよう ～キャッシュレスのメリット・デメリット～ ●カードを分類してみよう	ファイナンシャルプランナー 平田 幸恵 氏
10/26 (木)	食器棚のスッキリ ～食器の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を考えよう～ ●使わなくなった茶碗などでミニ盆栽を作ろう	金沢エコライフくらぶ 青海万里子 氏

「消費者市民社会」って?

気づいてる? 未来を創る消費の力
消費者市民社会



石川県の「消費者市民社会」シンボルマーク

消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や将来生まれる人々の状況、国内外の社会経済情勢や地球環境にも思いをはせて生活し、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参加する社会を「消費者市民社会」といいます。具体的には、消費者が単に、受け身の立場で「買う・買わない」を決めるのではなく、自分がこの商品を買う(この事業者と取引をする)ことが、相手方の事業者だけでなく経済や環境などにも影響を与えることを意識して行動する社会のことです。

キッズ・ラボ

実験を通して製品安全、環境、食品などについて学ぶ、夏休み実験教室「キッズ・ラボ」を開催しました。



5テーマ計20回開催

- 重そうとクエン酸を使ったバスボム作り
- 人エイクラを作ってみよう
- エコキャンドルを作ってみよう
- ジュースの糖分を調べてみよう
- 牛乳パックを使った紙すき体験

出張消費生活支援センター

消費生活支援センターが出張して、消費生活相談、消費生活に関する講座、パネル展示を行いました。

開催日	場所	わくわく実験教室
6/18 (日)	県立図書館	人エイクラを作ってみよう!
12/3 (日)	サイエンスヒルズこまつ	エコキャンドルを作ってみよう!



こんな講座も 行っています!

センター講座・出前講座

悪質商法などの被害を防ぐための講座や、消費生活を考える上でヒントとなる実験(食品の塩分・糖分測定など)をセンター内またはご希望の場所で実施する講座です。

- 講師派遣料: **無料**
- 時間: 原則として、平日の日中で**1～2時間程度**
- 日程等調整のために事前にお電話ください。

かしこい消費者塾

企業の新入社員研修や高等教育機関などに弁護士、司法書士、税理士などの講師を派遣し、消費生活に関する基本的な法律知識や、若い世代に多い消費者トラブル事例等を解説する講座です。

※詳細は当センターHPでも確認できます。

お問い合わせ・申し込み先
石川県消費生活支援センター 学習支援課 ☎ **076-255-2155**

消費者行政トピック

通信販売はクーリング・オフ対象外ですが... こんな場合は電話勧誘販売です!

令和5年6月1日改正特定商取引法の施行により、テレビの通販番組や動画配信サイト・新聞広告等を見て、買いたい商品を電話で申し込んだ際に、広告にはなかった無関係の商品も勧められ、考える暇もなく契約してしまった、という事例が多発したため、このような取引は電話勧誘販売の規制の対象となり、クーリング・オフが可能となりました。

